

地域密着型サービス事業所 管理者 殿
総合事業指定事業所 管理者 殿

大牟田市福祉支援室福祉課
介護保険担当課長 谷川 めぐみ

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等の実績報告の提出について（通知）

このことについて、令和 6 年度中に介護職員等処遇改善加算等（新加算及び旧 3 加算）を取得した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員等処遇改善加算等実績報告書を提出することとされています。

つきましては、令和 6 年度 of 最終の加算の支払月が本年 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

なお、福岡県に実績報告を提出された法人も、地域密着型、総合事業の事業所がある場合は大牟田市にも提出が必要です。

記

1. 提出期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）（必着）

2. 実績報告に必要な書類

●介護職員等処遇改善加算実績報告書

※別紙様式 3-1、3-2、3-3

※令和 6 年 6 月以降から加算の算定を始めた場合は、別紙 3-2 の提出は不要です。

※色付きのセルを入力してください。（色が付いていない白色のセルは計算式が入っているため
直接入力できません）

3. 申請様式等入手方法

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書については、大牟田市のホームページに掲載しています。次の URL を入力または大牟田市ホームページ内から『介護職員等処遇改善加算』とキーワードを入力し、検索してください。

【大牟田市 HP の URL】

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00314278/index.html>



←市 HP

4. 提出方法 （①～③のいずれかの方法で提出してください。①、②は上記市 HP に掲載）

①電子申請・届出システムよりログインして提出してください。

※電子申請・届出システムの利用には「G ビズ ID」が必要です。

②「G ビズ ID」が未取得の事業所については、介護職員等処遇改善加算等の届出にかかる専用フォーム（LoGo フォーム）より提出してください。

③やむを得ない理由で専用フォームより届出を行うことができない場合は、下記「5. 提出先及び問い合わせ先」まで直接持参または郵送にてご提出ください。

5. 提出先

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市福祉課 介護保険担当

電話：0944-41-2683

※郵送の場合は、朱書きで令和6年度処遇改善等実績報告書と記入してください。

6. 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、大牟田市指定以外の事業所が含まれる場合は、その事業所を指定した市町村または都道府県にも実績報告の提出が必要です。各指定権者の指示に従ってください。
- (2) 加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」ですので、悪質な事例については全額返還となる場合があります。福岡県ホームページに厚生労働省の通知が掲載されていますので確認してください。
- (3) 実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず(記入例)を参照していただきますようお願いします。
- (4) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、市からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう管理をお願いします。
- (5) 処遇改善加算等に係る届出書（実績報告書を含む）の提出に係る受理通知については交付しません。
なお、届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に市受付印を押印したものの写しを控えとして渡します（郵送提出で控えを希望する場合は、宛名を記載し切手を添付した返信用封筒を同封してください）。

7. 問い合わせ先

介護職員等処遇改善加算等のご質問につきましては、以下の厚生労働省相談窓口にて受け付けておりますので、適宜ご利用ください。

電話番号：050-3733-0222

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日含む）

8. 「平成24年度報酬改定に関する Q&A」（参考）

問 237 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。

（答）

加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。

なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 238 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

（答）

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。